

議会基本条例検証シート（検証結果） 【議会改革推進会議】

A 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく
 B 条文に従い、新たな取り組みを検討する
 C 条文を改正する
 D その他

条 文	取り組み状況、課題・問題点	検証結果	左欄の検証結果がA以外の場合 具体的な説明な取り組み等を記載
(前 文)			
<p>横手市議会と市長は、二元代表制のもと、切磋琢磨し、市民のために最良の意思決定をなす共通の使命が課せられている。</p> <p>これまで、先人たちは幾多の試練を乗り越え、実り豊かな大地「横手市」を作り上げてきた。私たちはそれを継承し、さらに発展させ、次代に引き継がなければならない。</p> <p>よって、議会及び議員は、市民の多様な意見を代表して議論し、社会情勢の変化を的確に捉えた不断の自己研鑽を義務とし、議会の持つ権能を十分に発揮するよう努めるものである。</p> <p>ここに、横手市議会は、地方自治の本旨に則り、合議制の議事機関として真に市民の負託に応えていくことを決意し、この条例を制定する。</p>		A	
第1条（目的）			
<p>1 この条例は、横手市議会（以下「議会」という。）に関する基本的事項を定めることにより、議会がその権限と機能を発揮し、もって真に市民の負託に応え、豊かな横手市の実現に寄与することを目的とする。</p>		A	
第2条（議会の活動原則）			
<p>1 議会は、市民の代表機関として、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会及び市民参加を不断に推進することを目指して活動する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの中継等、委員会の審議内容の公表が必要ではないか。 ・あるテーマに対し、市民と議員がワークショップを通じて話し合う「議員サポーター制度」を設けてはどうか。 ・「市民参加」をもう少し適切な文言にした方がよいのではないか。 ・傍聴席入口に段差があり、車イス利用の方は、補助者がいないと傍聴席に入るのが困難である。 	D	<ul style="list-style-type: none"> ・開かれた委員会、市民にわかるような委員会にしていくよう努める。 ・委員長報告・分科会長報告の全文をホームページに掲載する。 ・傍聴に関する広報の充実を図る。 ・「市民参加」の文言については、他の部分で条文の改正が必要となった時に再度検討する。 ・傍聴席入口のバリアフリー化について検討が必要。
<p>2 議会は、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）に対し、適切な行政運営が行われているか事務の執行を監視し、評価する。</p>		A	
<p>3 議会は、言論の府であることを十分に認識し、積極的な議員相互間の自由討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めるとともに、議決責任を認識し、積極的な情報公開に取り組み、説明責任を果たすものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりに議員の賛否一覧を掲載し、ある程度透明性を高めた。 ・自由討議とフリートークの違いが不明確。 ・自由討議は、運用上、委員会の際、休憩して行うことになっている。 ・委員会審議の休憩の取り方にルールがない。 ・議員間討議の手法の検討が必要ではないか。 ・委員長の研修（ファシリテーター等）が必要ではないか。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・自由討議は、委員会だけでなく本会議でも行えるようにする。 ・自由討議は、決定に至るプロセスを残す意味でも極力開会中に行い、会議録に残るよう努める。 ・委員会で賛否が分かれそうな案件については、委員長判断で自由討議を行い、全員に意見を求めるよう努める。 ・自由討議の運用に関する素案を作成したが、明文化する際は「議会基本条例の運用基準」の新設と合わせて引き続き検討が必要。
<p>4 議会は、社会環境、経済情勢の変化により新たに生ずる市政の課題に適正かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。</p>		A	
<p>5 議会は、地方分権時代にふさわしい議会のあり方について調査研究するため、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を推進するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・友好都市交流は、互いの祭りの時期にあわせて実施されている。 	D	<ul style="list-style-type: none"> ・友好都市との交流は、テーマを決めて研修するなど、交流のあり方を友好都市議会と再検討する。

第3条（議員の活動原則）			
1 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。 (1) 議会が言論の府及び合議体であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。	・第2条第3項に記載のとおり。	B	・第2条第3項に記載のとおり。
(2) 日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努め、市民の代表者としてふさわしい活動を行うこと。	・議員特別研修報告会は、開催1回当たりの発表者数が多い。全員集まるとの報告会は必要か？ タブレットで見られないか？ ・開催時期が、研修後かなり時間が経ってからの開催となってしまうことが多い。 ・特別研修の機会を増やしてはどうか。 ・特別研修で、複数の人が同じ研修に参加しても、研修の所感はそれぞれ出すべきではないか。 ・特別研修費の額を年2回受けられるくらいの金額にできないか。	D	・議員特別研修報告会は、これまでと同様に行い、全議員が集まる機会を捉え、研修終了後なるべく早い時期に日程を組み込むよう検討する。 ・研修内容と所感が書かれた報告書を提出し、タブレットで報告書の内容を見られるようにする。 ・議員特別研修派遣経費の柔軟な運用に関しては、引き続き議会改革推進会議で検討を行う。 ・同一研修に複数の議員が参加した場合、報告会では1人が代表して詳細な説明をし、残りの参加者は所感を述べることとする。報告書には、個々のコメントを必ず記入する。
第4条（会派）			
1 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。		A	
2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。		A	
3 会派は、政策形成、政策立案及び政策提言に関し、会派の代表により調整を行い、合意形成に努めるものとする。	・会派代表質問の回数は、年1回と年2回の両方の意見あり。 ・会派代表質問の場所は今までどおりでよいか（演壇からとするか、質問席からとするか）。 ・会派代表質問と一般質問の違いが不明確。	B	・会派代表質問の回数は、これまでどおり年2回で、答弁時間を含んだ持ち時間とする。 ・通告により、持ち時間内であれば同一会派の議員も再質問できるよう「先例・申し合わせ事項」を改める。具体的な運用は議会運営委員会において検討してもらう。
第5条（情報共有と市民意見の把握）			
1 議会は、議会活動に関する情報公開を徹底する。		A	
2 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）においては、公聴会制度及び参考人制度等を十分に活用し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	・参考人制度は有効に活用している。 ・紹介議員が請願の中身をわからないということがないように。委員会から説明を求められた時はきちんと答えられるようにすること。	B	・陳情はこれまでどおり。請願は、紹介議員の説明を求める場合がある。
3 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。	・議員の賛否の態度が市民にわかるよう無記名投票は避けるなど、一定のルール作りが必要でないか。 ・議会だよりは公共施設のみならず、民間の施設にも置いて横手をPRする必要はある。	D	・重要な議案に対する議員の態度表明のあり方は、引き続き検討する。 ・公共施設への配布状況を調査し、第2段階として、民間施設への議会だよりの配布を検討する。
第6条（議会報告会）			
1 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を開催するものとする。	・市職員がやることを議員が代弁している感じがする。議員がやる委員会の報告の仕方は、もう少し工夫が必要だ。 ・進行役の技術向上が必要ではないか。 ※広聴分科会において方向を協議中。	B	・よりよい議会報告会となるよう広聴分科会における継続した議論を期待する。
第7条（議会広報活動の充実）			
1 議会は、情報技術の発達も踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民にとって議会と市政が身近になるよう広報活動に努めるものとする。	・新たな情報発信として、フェイスブックの活用を広報分科会で協議している。	B	・よりよい情報発信ができるよう広報分科会の活動を期待する。

第8条（議員と市長との関係）			
1 議会審議における議員と市長等とは、常に緊張関係を保持し、市政の発展に取り組むものとする。		D	
2 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政の課題に対する論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。	・一問一答方式で行うことができるが、横手市議会は、最初は演壇で一括質問一括答弁、再質問から質問席で一問一答方式となっているのが現状。 ・質問回数の制限を柔軟にできないか。		・一問一答方式ができるための環境整備として、通告書の中にどちらを選ぶか記入する欄を設ける。
3 本会議又は委員会に出席した市長等は、議長又は当該委員会委員長の許可を得て、当該議員又は委員に反問することができる。	・現在の反問権は、当面は論点整理のための反問とし、本会議または委員会で行使できる。行使者は誰でもできるが、行使する場合は、議長または委員長の許可を得ること。一般質問における反問の時間は60分の中に含むという取り決めのもとで行っている。		・反問権の運用に関する素案を作成したが、明文化する際は「議会基本条例の運用基準」の新設と合わせて、引き続き検討が必要。
第9条（閉会中の文書による質問）			
1 議会は、閉会中に市長等に対し、文書による質問を行い、文書による回答を求めることができる。		A	・既にやっていることだが、議会報告会で出された市民からの質問の対する回答を求める行為は、この条文に基づくものとする。
第10条（政策等の形成過程の説明）			
1 議会は、提案される政策、計画、施策及び事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における政策水準を高めるために、必要に応じて市長等に対し次に掲げる事項について説明を求めるものとする。 (1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 市民参加の実施の有無とその内容 (4) 総合計画との整合性 (5) 財源措置 (6) 将来にわたる効果及び費用 2 議会は、政策等の実施後における各事業の事務事業評価の審議に努めるものとする。	・行政課題説明会の重要な案件については、第1号から第6号に沿っての説明を求めている。 ・議会でのひな形のペーパーを作成し、当局はペーパーに則って案件を説明するようにしている。	D	・行政課題説明会などの重要な案件の説明の場合は、議会基本条例第10条第1項各号に則って説明を求めるよう改善した方がよい。 ・可能な限り議会が定めた様式に基づいて資料を作成し、説明してもらえるよう市当局に対応を求める。
第11条（予算・決算における説明）			
1 議会は、予算及び決算の審議にあたっては、前条の規定に準じて、施策別又は事業別の具体的な説明資料の提出を市長等に求めることができる。	・これまでも委員会等で資料を求めることはあった。	A	
第12条（委員会の運営）			
1 委員会の委員は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、所管に係る市政の課題に対し常に問題意識をもって活動するよう努めなければならない。 2 委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。 3 委員長は、十分な討議を保障するため、公平、公正な委員会運営を行わなければならない。	・協議会や懇談会の位置づけを、もつとはっきりさせなければいけないのでは。 ・行政視察の旅費を、枠の中で柔軟に運用できないか。 ・視察旅費の上限は決めておくべきではないか。 ・議長が委員会に所属しているならば、意見も言い、採決にも加わるべきではないか。 ・一般会計予算特別委員長も(分科会の)採決に加わるべきではないか。	B	・行政視察の旅費は10万円を上限にして、年1回行うが、金額、回数は今後検討が必要。 ・行政視察の所感は、全員から出してもらい、行政運営の参考にする。 ・分科会審査では、一般会計予算特別委員長や決算特別委員長も採決に加わる。 ・議長は委員会に所属せず、極力3つの委員会を回る。委員会の採決には加わらない。 ⇒ 委員会条例第2条に「議員は少なくとも一の常任委員となるものとする」と規定されているため、いったん常任委員となった後、辞任届を出してもらい、それを議会が承認する(参照:仙北市議会)。内規に加える。 ・一般会計当初予算審議のあり方を引き続き検討する(款ごとの質疑、総括質疑の導入等)。

第13条（政務活動費の交付等）			
<p>1 議員は、政策研究及び政策提言等が確実に実行されるよう、政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行うものとする。</p> <p>2 議員は、政策立案及び調査研究に資するため、政務活動費の交付を受け、その用途の透明性の確保に努めるものとする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、政務活動費に関しては、別の条例に定めるところによる。</p>	<p>・政務活動費の支出基準は、社会情勢の変化に合わせた見直しが必要。</p> <p>・政務活動費額は適当か。</p>	B	<p>・議員の資質向上のため、政務活動費、特別研修費の増額を求める意見があるが、実績が伴わなければ要求は難しいため、政務活動費に該当するものは、すべて報告する必要がある。</p> <p>・「政務活動費支出基準」について、次のように見直しが必要である。</p> <p>①食事代の取扱い ・視察中の食事代は、政務活動費の対象外とする。ただし、宿泊パックの朝食代は交通費に含むものとする。</p> <p>②通信費の取扱い ・通信費総額の9分の1を政務活動費の対象として認める。 ・いま現在全議員に配布されているタブレット端末の通信費は、月額を支払額が低額であるため、政務活動費からの支出を認めないこととする。</p> <p>③研修会に参加した場合の報告書 ・日程、研修内容、感想を記入した報告書の提出を義務付けることとする。</p> <p>④領収書等の公開 ・インターネットでの領収書等の公開は行わないが、情報公開の手続きを踏まなくても閲覧できるようにする。</p> <p>⑤新聞購読料の取扱い ・政党機関紙は認めない。 ・新聞は、2紙目以降を政務活動費の対象とする。</p> <p>⑥収支報告書のチェック体制 ・これまでどおり議会事務局でチェックを行う。判断に迷う事案があった場合は、議長の判断とする。</p>
第14条（議員の政治倫理）			
<p>1 議員は、市民全体の代表者として、政治的倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を遂行しなければならない。</p>		A	
第15条（議員定数及び議員報酬）			
<p>1 委員会又は議員は、議員定数又は議員報酬の改定を提案するに当たっては、市政の現状及び市の将来像等を十分に考慮し、明確な改正理由を付して提出するものとする。</p>	<p>・議員報酬に関し、報酬審議会が開いてもらう必要があるのではないか。</p> <p>・議員サポーター制度を新たに設け、この方々を交えて報酬や定数を協議してはどうか。</p>	—	<p>・議員定数及び議員報酬については、引き続き議論を要する。</p> <p>・議論した結果は、議会だよりや議会報告会等で市民に伝える。</p>
第16条（議会事務局の体制整備）			
<p>1 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査、法務機能を積極的に強化するものとする。</p> <p>2 議会事務局職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけ、行動するものとする。</p>		A	
第17条（議会図書室）			
<p>1 議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。</p>		A	
第18条（他の条例等との関係）			
<p>1 この条例は、議会に関する基本的事項を定めるものであり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合は、この条例との整合を図らなければならない。</p>		A	

第19条（継続的な検証）

- 1 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会改革推進会議において検証、検討するものとする。
- 2 議会は、前項による検証、検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

A